

別表十七（三の七） 付表二の記載の仕方

- 1 この明細書は、内国法人が措置法第66条の8第6項《内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「外国法人に係る請求権勘案直接保有株式等の移転割合2」の欄は、措置法令第39条の19第6項《特定課税対象金額及び間接特定課税対象金額の計算等》に規定する割合を記載します。この場合において、その割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
- 3 内国法人が措置法第66条の9の4第5項《特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例》において準用する措置法第66条の8第6項の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載します。